

北上市介護保険規則の一部を改正する規則

北上市介護保険規則（平成12年北上市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 （東日本大震災により被災した第1号被保険者の介護保険料減免の特例） 第2条 [略] <u>2 前項の規定は、平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間において、当該年度内の納期に係る保険料の額の減免について適用する。</u> <u>3 第1項の規定は、平成24年3月分から平成24年9月分までの保険料の額の減免について適用する。ただし、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴うものであって、次の各号に掲げる避難指示等の対象地域の第1号被保険者の保険料の減免についての適用は、当該各号に定める期間までとする。</u> (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定による帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域（以下「帰還困難区域等」という。）の者	附 則 （東日本大震災により被災した第1号被保険者の介護保険料減免の特例） 第2条 [略] <u>2 前項の規定は、次の各号に掲げる避難指示等の対象地域の第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める期間の保険料の額の減免について適用する。</u> (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定による帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域（以下「帰還困難区域等」という。）の者<u>（平成23年3月11日以降に他市町村へ転出した者及び新たに結婚その他これに準ずる理由により減免措置を受ける世帯に属することとなった者を含む。）</u> <u>平成24年3月分から令和7年3月分まで</u>

(2) 旧避難指示区域等（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点をいう。）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点をいう。）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成28年度及び平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域等（居住制限区域及び避難指示解除準備区域をいう。）、令和元年度に指定が解除された旧居住制限区域等（居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域をいう。）及び旧特定復興再生拠点区域（令和4年6月12日、令和4年6月30日、令和4年8月30日又は令和5年3月31日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この附則、別表第1及び別表第2において同じ。）が633万円未

(2) 旧避難指示区域等（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による平成27年に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成28年及び平成29年に指定が解除された旧居住制限区域等（居住制限区域及び避難指示解除準備区域をいう。）、平成31年に指定が解除された旧居住制限区域等（居住制限区域及び避難指示解除準備区域をいう。）、令和2年に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（避難指示解除準備区域及び特定復興再生拠点区域をいう。）並びに令和4年及び令和5年に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域をいう。以下同じ。）の者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この附則、別表第1及び別表第2において同じ。）が633万円未満のもの（平成23年3月11日以降に他市町村へ転出した者及び新たに結婚その他これに準ずる理由により減免措置を受ける世帯に属することとなった者を含む。）平成24年3月分から令和7年3月分まで

満のもの 令和6年3月分

- (3) 旧特定復興再生拠点区域の者であって、合計所得金額が633万円以上のもの 令和5年9月分

(東日本大震災により被災した要介護被保険者等の給付割合の特例)

第3条 [略]

- 2 前項の給付割合の特例を受ける被保険者は、次に掲げる者とする。

- (1) 平成23年3月11日に東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災により被害を受けた被保険者（以下「被災被保険者」という。）若しくはその属する世帯の生計を主として維持する者が住宅、家財若しくはその他の財産について著しい損害を受けた者又は被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属する者
- (2) 被災被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより収入が著しく減少した者

- (3) 令和5年4月2日から令和6年3月31日までに指定が解除された旧特定復興再生拠点区域の者であって、合計所得金額が633万円以上のもの（平成23年3月11日以降に他市町村へ転出した者及び新たに結婚その他これに準ずる理由により減免措置を受ける世帯に属することとなった者を含む。）平成24年3月分から令和6年9月分まで

(東日本大震災により被災した要介護被保険者等の給付割合の特例)

第3条 [略]

- 2 前項の給付割合の特例を受ける被保険者（以下「対象被保険者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (3) 被災被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明である者
- (4) 被災被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- (5) 被災被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者
- (6) 前条第3項第1号又は第2号に該当する者

- (7) 前条第3項第3号に該当する者
- (8) 平成23年3月11日以降に新たに結婚その他これに準ずる理由により、免除措置を受ける世帯に属することとなった者。ただし、次号に該当する者を除く。
- (9) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による緊急時避難準備区域に係る平成25年8月6日以前の原子力災害対策本部長の指示があった日以降に、新たに結婚その他これに準ずる理由により、第6号の規定による免除措置を受ける世帯に属することとなった者

- (1) 前条第2項第1号又は第2号に該当する者
- (2) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による平成26年以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点をいう。）及び旧避難指示解除準備区域の者であって、合計所得金額が633万円未満のもの（平成23年3月11日以降に他市町村へ転出した者及び新たに結婚その他これに準ずる理由により給付割合の特例を受ける世帯に属することとなった者を含む。）
- (3) 前条第2項第3号に該当する者

(10) 前各号のいずれかに該当する被保険者であって、平成23年3月11日以降に特定被災区域から他の市町村に転入した者

3 給付割合の特例の適用は、平成23年3月11日（前項第6号及び第7号に該当する被保険者については、内閣総理大臣若しくは原子力災害対策本部長の指示があった日又は旧避難指示区域等の指定解除の公示のあった日、前項第8号に該当する被保険者については免除を受ける世帯に属することとなった日）から令和3年12月31日（前項第6号又は第9号に該当する被保険者にあつては令和6年2月29日、前項第7号に該当する被保険者にあつては令和5年9月30日）までの間に前項に規定する給付割合の特例を受ける対象者（以下「対象被保険者」という。）が受けた介護サービスについて適用するものとする。ただし、前項第3号に該当する被保険者については、同日までの間において主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に受けた介護サービスについて適用するものとする。

4 対象被保険者に該当する旨を証明する書類は次のとおりとする。ただし、市長が証明する書類の入手が困難と認めた場合は、省略することができる。

(1) 対象被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合　り災証明書・被災証明書

3 第1項の規定は、次に掲げる対象被保険者の区分に応じ、当該各号に定める期間に受けた介護サービスについて適用する。

(1) 前項第1号又は第2号に該当する対象被保険者　令和6年3月1日から令和7年2月28日まで

(2) 前項第3号に該当する対象被保険者　令和6年3月1日から令和6年9月30日まで

4 対象被保険者に該当する旨を証明する書類は、避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるものとする。ただし、市長が証明する書類の入手が困難と認めた場合は、省略することができる。

- (2) 主たる生計維持者が死亡した場合　り災証明書・被災証明書（り災証明書・被災証明書に死亡の記載がない場合は死亡診断書。死亡診断書のみでは判断困難な場合は併せて死亡診断書に準じる医師による証明書、死体検案書）
- (3) 主たる生計維持者が心身に重大な障害を負った場合　医師の診断書
- (4) 主たる生計維持者の行方が不明である場合　警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの
- (5) 東日本大震災により主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止し、又は失職し現在収入がない場合
ア　公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの
イ　主たる生計維持者による申立書及び事業主等による証明書（公的に発行される書類による確認が困難な場合に限る。）
- (6) 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行っている場合、又は同法第20条第3項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている場合　避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

附則別表（附則第2条関係）

附則別表（附則第2条関係）

<u>区分</u>	<u>損害の 程度</u>	<u>前年中 の世帯 の合計 所得金 額</u>	<u>減免割合</u>
<u>東日本大震災による被害を受けたことにより、第1号被保険者の居住する住宅に損害を受けた者</u>	<u>全壊</u>		<u>100パーセント</u>
	<u>半壊・ 大規模 半壊</u>		<u>50パーセント</u>
	<u>被災者 生活再 建支援 法第2 条第2 号ハに 規定す る長期 避難世 帯に属 するも の</u>		<u>100パーセント</u>
			<u>100パーセント</u>

<u>区分</u>		<u>減免割合</u>
<u>附則第2条第2項第1号に掲げる者</u>		<u>100パーセント</u>
<u>附則第2条第2 項第2号に掲げ る者</u>	<u>平成27年に指定が解 除された旧避難指示 区域等の者</u>	<u>50パーセント</u>
	<u>平成28年以降に指定 が解除された旧避難 指示区域等の者</u>	<u>100パーセント</u>
<u>附則第2条第2項第3号に掲げる者</u>		<u>100パーセント</u>

<u>険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、障害者となり、又は重篤な傷病を負った者</u>			
<u>東日本大震災による被害を受けたことにより、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の行方が不明であるもの</u>			<u>100パーセント</u>
<u>東日本大震災による被害を受けたことにより、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林及び給与収入（以下「事業収入等」）の減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が平成22年中における当該事業所得等の額の合計額の10分の3以上であるもの（第1号被保険者の合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の</u>		<u>200万円以下</u>	<u>100パーセント</u>
		<u>200万円を超える</u>	<u>80パーセント</u> <u>ただし、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者につき、失業し、又は事業を廃止したこと等により、当面の間収入が見込めない場合は</u> <u>100パーセント</u>

<u>合計額が400万円を超える者を除く。)</u>				
<u>附則第2条第3項第1号に掲げる者</u>				<u>100パーセント</u>
<u>附則第2条第3項第2号に掲げる者</u>	<u>平成26年までに指定が解除された旧避難指示区域等の者</u>			<u>50パーセント</u>
	<u>平成27年以降に指定が解除された旧避難指示区域等の者</u>			<u>100パーセント</u>
<u>附則第2条第3項第3号に掲げる者</u>				<u>100パーセント</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の北上市介護保険規則（以下「新規則」という。）附則第3条の規定は、令和6年3月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新規則の規定は、令和6年4月分以降の介護保険料の減免の特例又は令和6年3月1日以降に利用した介護サービスに係る給付割合の特例について適用し、令和6年3月分（被保険者が令和5年度末にその資格を取得したことにより、令和6年4月以後に納期限が到来するものを含む。）以前の介護保険料の減免の特例又は令和6年2月29日以前に利用した介護サービスに係る給付割合の特例については、なお従前の例による。